V 税額の計算に関する改正

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改 正 の 内 容	適用時期等
(1) 試験研究を行った	○ 特別試験研究費に係る税額控除制度について、特別試験研	平21.6.22以後に支出
場合の法人税額の特	究費の範囲に、試験研究独立行政法人と共同して行う試験研	する試験研究費につ
別控除(措法42の4、	究又は同法人に委託する試験研究に係る費用が追加されま	いて適用され、同日前
68の9、措令27の4	した。	に支出した試験研究費
⑧、39の39、改正措令		については、従来どお
附則20③、34③)		り適用されます。
(措法42の4、68の9、	○ 鉱工業技術研究組合法の一部改正に伴う所要の整備が行	平21.6.22以後に支出
措令27の4億、39の	われました。	する費用について適用
39、改正措令附則20①		され、同日前に支出し
②、34①②)		た費用については、従来
		どおり適用されます。
(2) エネルギー需給構	○ 適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。	_
造改革推進設備等を		
取得した場合の法人		
税額の特別控除(措法		
420 5 ①、680 10 ①)		
(3) 事業基盤強化設備	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	_
を取得した場合等の		
法人税額の特別控除		
(措法42の7①②⑤、		
68Ø12(1)(2)(5))		

VI 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

○ 有目並・宇備並制度に関する事項に ガ・C、伏の成正が引われる した。			
改正事項	改 正 の 内 容	適用時期等	
(1) 特定災害防止準備 金(措法55の6①~ ⑤、68の45①~⑤、措 令32の4、39の74、改 正法附則41①、57①、 改正措令附則23①、37 ①)	○ 露天石炭等採掘災害防止費用に係る特定災害防止準備金の対象法人について、石炭の採掘の事業を営む法人に限定されました。	平21.4.1以後に開始 する事業年度分の法 人税について適用され、同日前に開始した 事業年度において所 得の金額に算入された 特定災害防止準備金 については、従来どお り適用されます。	
(措法55の6①⑨、68 の45①⑧)	○ 採石災害防止費用及び露天石炭採掘災害防止費用に係る 措置の適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	_	
(2) 電子計算機買戻損 失準備金(旧措法57、 68の50、旧措令33、39 の78、改正法附則41② ~⑬、57②~⑪、改正	○ 適用期限(平成21年3月31日)の到来をもって、制度が廃止されました。	平21.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 なお、同日以後最初に	

改正事項	改 正 の 内 容	適用時期等
措令附則23②~⑤、37		開始する事業年度に
2)		おいて電子計算機買
		戻損失準備金を有す
		る場合には、所要の経
		過措置(5年間均等取
		崩し)が講じられてい
		ます。
(3) 中小企業等の貸倒	○ 中小企業の法定繰入率の適用に関する特例について、割販	
引当金の特例(措令33	販売法の一部改正により割賦購入あっせん業の範囲が見直	
の94四、39の86③	されたことに伴い所要の整備が行われました。	終了する事業年度分
四、改正措令附則24、		の法人税について適
38)		用され、同日前に終了
		した事業年度分の法
		人税については従来
(##\#F7.010\@\ co.0		どおり適用されます。
(措法57の10②、68の	○ 公益法人等又は協同組合等の割増率の適用に関する特例	
59②)	について、適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されま	
(4) 商工組合等の留保	した。 ○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	
(4) 商工組合等の留保 所得の特別控除(旧漁	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。○ 対象となる協同組合等から漁業協同組合、漁業協同組合資	 平21.4.1以後に終了
業協同組合等の留保	○ 対象となる協同組合等がら温素協同組合、温素協同組合度 合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、ネ	
所得の特別控除)(措	ロ云、小座加工来協同組合、小座加工来協同組合建合云、 林組合及び森林組合連合会が除外されました。	人税について適用さ
法61①、改正法附則	また、対象となる協同組合等については、設立10年以内の	
42)	ものに限定されました。なお、その設立が各都道府県又は全	
74/	国につき一に限定されているものは、引き続き対象となりま	
	す。	り適用されます。
(5) 農業経営基盤強化		—
準備金(措法61の2		
①、68064①)		

VII その他の改正

1 棚卸資産の評価方法の整備

〔制度の概要〕

法人が棚卸資産につき各事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合に、その算定の基礎となるその事業年度終了の時において有する棚卸資産の価額は、その法人が棚卸資産について選定した評価の方法により評価した金額(評価の方法を選定しなかった場合又は選定した評価の方法により評価しなかった場合には、最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法によって評価した金額)によることとされています(法 29①)。

法人が棚卸資産について選定をすることができる評価の方法は、次のとおりです(旧法令28)。

イ 個別法 ホ 移動平均法

ロ 先入先出法 ヘ 単純平均法

ハ 後入先出法 ト 最終仕入原価法

ニ 総平均法 チ 売価還元法